別紙様式

重要事項説明書

記入年月日	令和3年7月1日
記入者名	松原 由樹
所属・職名	ベストライフ羽生・管理者

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

②. 事業主体概要

種類	個人人法人			
	※法人の場合、その種類	営利法人		
名称	(ふりがな) かぶしきが	いしゃべすとらいふさいたま		
	株式会社べ	ストライフ埼玉		
主たる事務所の所在地	〒333-0811 埼玉県川口市戸塚 3-3-10			
連絡先	電話番号	048-290-5800		
	FAX番号	048-290-5805		
	ホームページアドレス			
代表者	氏名	菊地 勝己		
	職名	代表取締役		
設立年月日	昭和・平成・令和 元年 11月 22日			
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス一覧表)			

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) べすとらいふはにゅう ベストライフ羽生		
所在地	〒348-0054 埼玉県羽生市西 4-12-1		
主な利用交通手段	最寄駅	秩父鉄道・東武伊勢崎線『羽生』駅	
	交通手段と所要時間	秩父鉄道・東武伊勢崎線『羽生』駅 西口 徒歩9分(約720m)	
連絡先	電話番号	048-560-6100	
	FAX番号	048-560-6101	
	ホームページアドレス	なし	
管理者	氏名	松原 由樹	
	職名	管理者	
建物の竣工日		昭和 平成・令和 29年 2月 7日	
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・平成 令和 2年 9月 1日	

(類型)【表示事項】

- ① 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 3 住宅型
- 4 健康型

1又は2に	介護保険事業者番号	1173900729
該当する場	指定した自治体名	埼玉県
合	事業所の指定日	平成 令和 2年 9月 1日
	指定の更新日 (直近)	平成· 令和 2年 9月 1日

3. 建物概要

3. 建彻ベ安 		
土地	敷地面積	2, 065. 00 m ²
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地
		② 事業者が賃借する土地 (普通賃借)・ 定期賃借)
		抵当権の有無 1 あり 2 なし
		契約期間 ② あり
		(借家契約:平成29年2月7日~ 令和29年2月6日) 2 なし
		契約の自動更新 1 あり 2 なし
建物	延床面積	全体 2,308.50 m²
		うち、老人ホーム部分 2,308.50 m ²
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物
		3 その他()
	構造	① 鉄筋コンクリート造
		2 鉄骨造
		3 木造
		4 その他()
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物
		① 事業者が賃借する建物(普通賃借) 定期賃借)
		抵当権の設定
		契約期間 ① あり (借家契約: 平成29年2月7日~ 令和29年2月6日)
		2 なし 契約の自動更新 ① あり 2 なし
居室の状況	居室区分	① 全室個室 (縁故者居室を含む)
	【表示事	2 相部屋あり
	1	-

	項】		最大		人部屋			
							人部屋	
		1	トイレ		浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ 1	有	ン無	1		18. 00 m²	60 室	介護居室個室
	タイプ 2	有	/無	1	頁/無	m²		
	タイプ3	有	/無	丰	頁/無	m²		
	タイプ4	有	/無	丰	1/無	m²		
	タイプ 5	有	/無	丰	1/無	m²		
	タイプ 6	有	/無	丰	頁/無	m²		
	タイプ 7	有	/無	丰	頁/無	m²		
	タイプ8	有	/無	丰	頁/無	m²		
	タイプ 9	有	/無	丰	頁/無	m²		
	タイプ 10	有	/無	丰	頁/無	m²		
※「一般居賃 入。	室個室」「一般居	言室相i	部屋」「タ	个護居	言室個室」	「介護居室相部	· 『屋」「一時介	護室」の別を記
共用施設	共用便所にお	ける	4	4 ヶ所 うち男女別の対応が可能な便房 うち車椅子等の対応が可能な便房		能な便房	0ヶ所	
	便房		4			可能な便房	4ヶ所	
	共用浴室		9	ケ所	個室			2ヶ所
	· 六用俗主		3	2 771	大浴場			1ヶ所
					チェアー浴			0ヶ所
	共用浴室にお	ける	1ヶ所		リフト浴			0ヶ所
	介護浴槽		1	2 191	ストレッチャー浴			1ヶ所
					その他	()	0ヶ所
	食堂		(1) b	り	2 な	: L		
	入居者や家族 用できる調理		1 あ	b	2 ts	: L		
	エレベーター		1 あり(車椅子対応		<u>,</u>			
			_			マー対応)		
			3 あ 4 な		二記 1 ・ 2	に該当しない)	
	消火器		1 b		2 な	 : L		

等	自動火災報知設備	① あり	2 な	こし	
	火災通報設備	① あり	2 な	: L	
	スプリンクラー	① あり	2 な	: L	
	防火管理者	① あり	2 な	: L	
	防災計画	あり	2 な	こし	
緊急通報装	居室	便所		浴室	その他(
置等	1 by	(1) by		(1) by	1 by
	2 一部あり	2 一部あり		2 一部あり	2 一部あり
	3 なし	3 なし		3 なし	3 なし
その他	全館バリアフリー対応(手摺り設置、段差なし)				

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	契約者または入居者の相互扶助によって介護付施設の低額利用を実現し、将来起こり得る事態 に備えて契約者または入居者の相互で助け合い、不安のない老後生活を目的とします。
サービスの提供内容に関する特色	ご利用者の希望や心身の状態を鑑み、介護支援 専門員が作成したケアプランに基づきサービス を行います。
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算	入居継続支援加算	(I)	1 あり ② なし
の対象となるサービスの体制の	八冶 松机 又1友加异	(II)	1 あり ② なし

有無		(I)	1 あり ② なし
13,711	生活機能向上連携加算	(II)	1 あり ② なし
		(I)	1 あり ② なし
	個別機能訓練加算		
		(II)	1 あり ② なし
	ADL維持等加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし
	夜間看護体制加算		1 あり 2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		① あり 2 なし
	医療機関連携加算		① あり 2 なし
	口腔衛生管理体制加算		① あり 2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算	算	① あり 2 なし
	科学的介護推進体制加算	① あり 2 なし	
	障害者等支援加算	1 あり ② なし	
	L I F E への登録	1 あり ② なし	
	退院・退所時連携加算		① あり 2 なし
	看取り介護加算	(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり ② なし
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり ② なし
	認知無等 7 / 加昇	(II)	1 あり ② なし
		(I)	1 あり ② なし
	サービス提供体制強化加算	(II)	1 あり ② なし
		(Ⅲ)	① あり 2 なし
		(I)	① あり 2 なし
		(II)	1 あり 💍 なし
	介護職員処遇改善加算	(Ⅲ)	1 あり 💍 なし
		(IV)	1 あり 各 なし
		(V)	1 あり 各 なし
	介護職員特定処遇改善加算	(I)	1 あり 🛈 なし
	71 成物公司, 17 亿亿亿多人日州开	(II)	① あり 2 なし
	短期利用(介護予防)特定的	施設入居	① あり 2 なし

	者生活介護の算定		
人員配置が手厚い介護サービス の実施の有無	1 あり	(介護・	・看護職員の配置率) : 1
	② なし		

(医療連携の内容)

医療支援		① 数急車の手配		
	※複数選択可	②入退院の付き	添い	
		3通院介助		
		4)その他()	
協力医療機関	1	名称	埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	
		住所	埼玉県羽生市上岩瀬 551	
		診療科目	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、 血液内科、神経内科、漢方内科、外科、 整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、 心臓血管外科、消化器外科、小児科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、 リハビリテーション科、放射線診断科、 放射線治療科、臨床検査科、病理診断科、 救急科、歯科口腔外科、麻酔科	
		協力科目	同上	
		協力内容	外来受診、入院等緊急時対応	
	2	名称	在宅クリニック ハートフル熊谷	
		住所	埼玉県熊谷市銀座1丁目 112-3 AOS ビル1階	
		診療科目	内科	
		協力科目	同上	
		協力内容	訪問診療、主治医意見書作成	
協力歯科医療機	関	名称	アトラスファミリー歯科 久喜菖蒲	
		住所	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲 7001	
		協力内容	訪問歯科	

(入居後に居室を住み替える場合)※住み替えを行っていない場合は省略可能

3 BW . BB . N . M	1 A 1 1 A 5 + A 5 1 B A			
入居後に居室を住み替える場				
※複数選				
	③)その他(提携施設へ移る場合)			
判断基準の内容	② 介護居室へ移る場合			
	認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能に			
	なったと事業者が判断した場合、当施設内で介護居室を移動して			
	いただく場合があります。			
	この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入			
	居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えてい			
	ただきます。			
手続きの内容	② 介護居室へ移る場合			
	追加費用は発生しません。但し、入居者本人及び身元引受人から			
	の申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の			
	解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要が			
	あります。この際、別途費用が発生します。			
追加的費用の有無	① あり 2 なし			
居室利用権の取扱い	居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。			
前払金償却の調整の有無	1 あり ② なし			
従前の居室との 面積の増減	1 あり ② なし			
仕様の変更 便所の変更	① あり 2 なし			
浴室の変更	1 あり ② なし			
洗面所の変	変更 ① あり 2 なし			
台所の変更	1 あり ② なし			
その他の変				
	1			
	2 to L			
	③ その他(提携施設へ移る場合)			
	入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望され			
	る場合、居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な			
	身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営す			
	る他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の			
	観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者本人及び身元			
	引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。			
手続きの内容	③ その他(提携施設へ移る場合)			

		入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。
追加的費用の有	無	① あり 2 なし
居室利用権の取	扱い	居室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用 権は消滅します。
前払金償却の調	整の有無	1 あり ② なし
従前の居室と	面積の増減	① あり 2 なし
の仕様の変更	便所の変更	① あり 2 なし
	浴室の変更	① あり 2 なし
	洗面所の変更	① あり 2 なし
	台所の変更	① あり 2 なし
	その他の変更	1 あり (変更内容)
		② なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	① あり 2 なし			
【表示事項】	要支援の者	① あり 2 なし			
	要介護の者	① あり 2 なし			
留意事項	概ね60歳以上で、自立、要支援、要介護の方。共同生活を円滑に過ごせる方。 感染症の方は入居できません。但し医師により、他の入居者に 感染する恐れがないと診断された場合にはこの限りではありま せん。				
契約の解除の内容	(事業者からの契約解	除) ※入居契約書第28条より			

事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その ことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通 念上困難と認められる場合に、本契約を解除することがありま す。

- 一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により 入居した時。
- 二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2 ヶ月以上 遅滞する時。
- 三 入居契約書第 20 条 (禁止又は制限される行為)の規定に違 反した時。
- 四 入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない時。
- 五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、 環境が整えば継続的に施設介護が可能であると判断できた場合 には身元引受人と相談の上で認知症受け入れ可能な施設へ移動 できる場合があります。
- 六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、 滅失せしめた時。
- 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各 号の手続きによって行います。
- 一 本条第 1 項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について 90 日の予告期間をおく。
- 二 本条第 1 項第二号(料金支払いの遅滞)によって契約を解除する場合には、契約解除の通告について 90 日の予告期間をおく。
- 三 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける。
- 四 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保について協力する。
- 3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業 者は前項に加えて次の各号の手続きを行います。
- 一 医師の意見を聴く。
- 二 一定の観察期間をおく。

(入居者からの解約) ※入居契約書第29条より

入居者は、事業者に対して、少なくとも 30 日前に書面による解 約の申し入れを

	行うことにより、本契約を解除することが出来ます。 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。 3 契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金の返還を行うものとします。 4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月翌月の退去の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず1ヶ月分をいただきます。 5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理費、業務委託費をいただきます。			
事業主体から解約を求める場合	解約条項 解約予告期間	入居契約書第 28 条 90 日		
	以上小11 口 均1101	30 Д		
入居者からの解約予告期間	30 日			
体験入居の内容	① あり 内容:1泊2日税別10,400円(税込11,440円)。 3泊4日から7泊8日を限度とし、体験入居契約を締結します。介護保険は適用外となります。※食事費用含む(1日三食) 2 なし			
入居定員	60 人			
その他				

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載 する必要はありません)。

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			常勤換算人数
		合計	* 1 * 2		
			常勤	非常勤	
管理	理者	1	1		0. 5
生活	舌相談員	2	2		1. 0
直	接処遇職員	25	23	2	21. 0
	介護職員	20	18	2	16. 5
	看護職員	5	5		4. 5
機能	能訓練指導員	1	1		0. 5
計	画作成担当者	1	1		0. 5
栄養	養士		業者業務	務委託	
調理員					
事	務員	1	1		0. 5
その	の他職員				
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ^{※2} 40 時間				40 時間	

^{※1} 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者 が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に 換算した人数をいう。

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			
		常勤	非常勤	
社会福祉士				
介護福祉士	7	7		
実務者研修の修了者	1	1		
初任者研修の修了者	6	5	1	
介護支援専門員				

^{※2} 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計					
		常勤	非常勤			
看護師又は准看護師	1	1				
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
はり師						
きゅう師						

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (19時~ 翌7時)							
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)					
看護職員							
介護職員	2人	2 人					

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職員配置比率**				1.5:1以上
利用者に対する看護・介護	【表示事項]		b	2:1以上
職員の割合				c	2.5:1以上
(一般型特定施設以外の場				d	3:1以上
合、本欄は省略可能)	実際の配置				
	(記入日時	身点での利用者数:常勤		2. 2:1	
	数)				
※広告、パンフレット等におり	ける記載内容	に合致するものを選択			
外部サービス利用型特定施設		ホームの職員数			人
老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、		訪問介護事業所の名称			
本欄は省略可能)	7/5×2·勿口、	訪問看護事業所の名称			
	通所介護事業所の名称				

(職員の状況)

		他の職	務との兼	務					<u>1</u> å	5 b 2	なし	
\$\$\$.ΤΗ ∃ Z .		業務に係る資格等			(1) by							
管理者	•					資格等の名称		介護福	祉士			
					2	なし		•				
		看護	職員	ŝ	` 護」	職員	生活村	目談員	機能訓練	東指導員	計画作品	戊担当者
		常勤	非常勤	常勤	助	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度採用者	1年間の	4		5		1						
	前年度1年間の 退職者数			2		2						
き業	1年未満	1		2		1						
c 戦員 D 人 業務 に 従事	1年以上 3年未満			9			1		1			
やした経験	3 年以上 5 年未満					1	1					
に戦員り人女 業務に従事した経験年数に応じ	5 年以上 10年未満			3								
心じ	10年以上	4		4							1	
従業者	の健康診断	の実施状	:況		1) あり	2	なし				

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式2 建物賃貸借方式3 終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式	1 全額前払い方式

【表示事項]	2 一部前払い・一部月払い方式			
		3 月払い方式			
		④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択1 全額前払い方式 ② 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式			
年齢に応じ	た金額設定	1 あり ② なし			
要介護状態	に応じた金額設定	① あり 2 なし			
	る不在時における 月払い)の取扱い	 減額なし2 日割り計算で減額3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額			
利用料金 条件 人件費、物価の変動等に基づく					
の改定 手続き 入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定する					

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

				プラン1	プラン 2	
入居者の状況		状況	要介護度	自立・要支援・要介護	自立・要支援・要介護	
			年齢	概ね 60 歳以上	概ね 60 歳以上	
居	居室の状況		床面積	18.00 m	18. 00 m ²	
			便所	① 有 2 無	① 有 2 無	
			浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
			台所	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
入	居時点	で必	前払金	なし	85 万円	
要	な費用		敷金	なし	なし	
月	額費用	の合計	t	税別 154,000 円	税別 140,000 円	
				税込 160, 400 円 税込 146, 400 円		
	家賃			79,000 円(非課税) 65,000 円(非課税)		
		特定施設入居者生活介護*1の費用		要介護度に応じて介護費の1~3割を徴収する		
	サ		食費	税別 55,000 円	税別 55,000 円	
	ビ	介護保険外※2		税込 59, 400 円	税込 59, 400 円	
	ス費用		管理費	税別 20,000 円	税別 20,000 円	
	角	外***		税込 22,000 円	税込 22,000 円	
		2	介護費用	なし	なし	

	光熱水費	・専用居室内の光熱費は別 (個別メーターによる) ・専用居室内の水道代 A タ (税込 1, 100 円)	
	その他	なし	なし

^{※1} 介護予防・地域密着型の場合を含む。

(利用料金の算定根拠)

算定根拠
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として、近傍同種の受託家賃から算定
として、処骸円種の支託豕貝から昇足
なし
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費
※管理費は税別 20,000 円 (税込 22,000 円) ですが、
要介護 3 以上の方は税別 10,000 円(税込 11,000 円)減額となり
ます。尚、要介護認定の区分変更があった場合、当該介護度
の管理費に変更になります。毎月末時点の要介護認定によって
管理費を算定致します。
食材費及び業務委託費の一部として
※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。
・専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターによる)
・専用居室内の水道代 A タイプ税別 1,000 円/月 (税込 1,100 円)
別添 2
生活サポート費 月額税別 20,000 円 (税込 22,000 円)
(自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ)
生活サポートの主な内容:日用品の買物代行、居室の清掃、洗濯等
行事費 月額 1,000 円 使途:レクリエーション費用等

^{※2} 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

ヘルパーによる『特例院内介助』 30分 税別1,500円(税込1,650円) 夜間30分 税別2,500円(税込2,750円) ※上記、各費用は三月以内の契約解除の場合でも返還されません。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護*に対する自己負担	要介護度に応じて介護費用の 1~3 割 を徴収する。
特定施設入居者生活介護**における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		当社他施設及び近隣施設の前払金水準、立 地条件、居室面積等を比較勘案し、前払金 の価格設定。
想定居住期間	(償却年月数)	5年(60ヶ月)
償却の開始日		入居日(プランb:前払金の入金日)の翌日
想定居住期間 領する額(初)	を超えて契約が継続する場合に備えて受 期償却額)	なし
初期償却率		なし
返還金の 算定方法	入居後3月以内の契約終了	プラン b は入居日の翌日から起算して三月 以内に契約解除の申し出があった場合(死

		亡退去を含む)、前払金から、(前払金の1ヶ月相当額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は入居日(前払金の入金日)から契約終了日までの利用料を控除した額を、契約終了日の2ヶ月後の月末に返還とします。介護保険1~3割負担金額は利用日分の日割計算となります。退去による前払金の返還は、契約終了日の2ヶ月後の月末に返還とします。この場合の契約解除とは、三月以内に契約解除手続きが完了し、居室を明け渡した場合となります。契約解除の申し出は、書面によるものとします。	
	入居後3月を超えた契約終了	返還金=前払金÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間-入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。	
	1 連帯保証を行う銀行等の名称		
前 払 金 の 保全先	② 信託契約を行う信託会社等の名称	(保全先)株式会社山田エスクロー信託 前払金保全措置は、株式会社ベストライフ 埼玉を委託者、株式会社山田エスクロー信 託を受託者、目的施設入居者を受益者とす る信託保全契約を締結しています。この信 託契約により保全金額に相当する部分が保 全されます。 (プラン a の方は非該当と なります。)	
	3 保証保険を行う保険会社の名称		
	4 全国有料老人ホーム協会		
	5 その他(名称:)	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	20 人
	女性	35 人
年齢別	65 歳未満	0人
	65 歳以上 75 歳未満	3 人
	75 歳以上 85 歳未満	22 人
	85 歳以上	30 人
要介護度別	自立	5人
	要支援1	1人
	要支援2	4人
	要介護 1	7人
	要介護 2	11 人
	要介護3	9人
	要介護 4	6人
	要介護5	12 人
入居期間別	6ヶ月未満	8人
	6ヶ月以上1年未満	7人

1年以上5年未満	40 人
5年以上10年未満	0人
10 年以上 15 年未満	0人
15 年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	86. 3 歳	
入居者数の合計	55 人	
入居率*	91. 7%	
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。		

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人	自宅等	0人
数	社会福祉施設	1人
	医療機関	5 人
	死亡者	11 人
	その他	4人
生前解約の状	施設側の申し出	0人
況		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	21 人
		(解約事由の例) 医療行為が必要となった為

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称	ベストライフ羽生 管理者
電話番号	048-560-6100

	1		
対応している時	平日	9:00~18:00	
間	土曜	9:00~18:00	
	日曜・祝日	9:00~18:00	
定休日		なし	
窓口の名称		株式会社ベストライフ埼玉	
電話番号		048-290-5800	
対応している時	平日	9:00~18:00	
間	土曜		
	日曜・祝日		
定休日		土曜、日曜、祝祭日	
窓口の名称		株式会社ベストライフ 生活相談室	
電話番号		03-5908-2020	
対応している時	平日	9:30~18:30	
間	土曜		
	日曜・祝日		
定休日		土曜、日曜、祝祭日	
窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	
電話番号		048-824-2568 (苦情相談専用)	
対応している時	平日	8:30~12:00, 13:00~17:00	
間	土曜		
	日曜・祝日		
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29~1/3	
窓口の名称		埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当	
電話番号		048-830-3247 (直通)	
対応している時	平日	8:30~17:15	
間	土曜		
	日曜・祝日		
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29~1/3	
窓口の名称		羽生市 市民福祉部 高齢介護課	
電話番号		048-561-1121 (代表)	
T			

対応している時	平日	8:30~17:15
間	土曜	
	日曜・祝日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 施設職員の過失による事故の損害賠償 てん補限度額2億円
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべ き事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) 施設職員の過失により事故が発生し、 入居者の生命、身体、財産に損害が発 生した場合には損害保険などの手配を 行い誠実に対応します。但し天災など の不可抗力は除きます。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり 2	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意	1 4	あり	実施日	令和2年9月1日				
見箱等利用者の意見等を把			結果の開示	1 あり2 쉾				
握する取組の状況	2 な1	L						
			実施日					
第三者による評価の実施状	1 あ	Ŋ	評価機関名称					
況			結果の開示	1 あり2 なし				
	② なり							

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	 入居希望者に公開 入居希望者に交付 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開

	② 入居希望者に交付3 公開していない
事業収支計画書	① 入居希望者に公開2 入居希望者に交付3 公開していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者に公開2 入居希望者に交付3 公開していない
財務諸表の原本	① 入居希望者に公開2 入居希望者に交付3 公開していない

10. その他

運営懇談会	(1) ab	(開催頻度) 年 2回					
	2 なし						
	1 代替措置あり	(内容)					
	2 代替措置なし						
提携ホームへの移行	① あり(提携ホーム名	名:株式会社ベストライフ埼玉全施設)					
【表示事項】	入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。但し、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動 先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金は退去手続きが完了した月の 2 ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当 社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意						
	見を聴いた上で、入居者及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この際、 新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用 されます。						
	2 なし						
有料老人ホーム設置時の老人	① あり 2 なし						
福祉法第 29 条第1項に規定	3 サービス付き高齢者	省向け住宅の登録を行っているため、高齢者					
する届出	の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不						
	要						
高齢者の居住の安定確保に関	1 あり ② なし						
する法律第5条第1項に規定							

	rるサービス付き高齢者向け E宅の登録	
扎	可料老人ホーム設置運営指導 手針「 5.規模及び構造設 前」に合致しない事項	1 あり ② なし
	合致しない事項がある場合 の内容	
	「6. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	 適合している(代替措置) 適合している(将来の改善計画) 適合していない
	所料老人ホーム設置運営指導 新の不適合事項	なし
	不適合事項がある場合の内 容	

添付書類: 別添 1 (別に実施する介護サービス一覧表) 別添 2 (個別選択による介護サービス一覧表) 月額利用表

※	様

説明年月日 平成・令和 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	併設・隣接 状況	接の	事業所の名 称	所在地		
<居宅サービス>			7170		.//1.	
訪問介護	あり	(I)	併設・隣	垶		
訪問入浴介護	あり		併設・隣:			
訪問看護	あり		併設・隣			
訪問リハビリテーション	あり		併設・隣			
居宅療養管理指導	あり		併設・隣			
通所介護	あり		併設・隣			
通所リハビリテーション	あり		併設·隣			
短期入所生活介護	あり		併設・隣			
短期入所療養介護	あり	(I)	併設・隣			
特定施設入居者生活介護	(5)	なし	併設・隣		ベストライフ フィーカー では、ストライフ ファット 東	さいたま市中央区鈴谷5-2-5 川口市原町9-15 さいたま市南区南浦和2-10-3 さいたま市大宮区上小町1151-1 越谷市大沢2-13-40 さいたま市中央区上落合8-10-13 三郷市中央1-26-2 草加市新善町253 富士見市上沢1-19-15 朝霞市幸町2-17-8 さいたま市見沼区東大宮6-9-2 入間市大字仏子910-12 久喜市桜田1-3-4 比企郡滑川町月の輪3-11-2 さいたま市北区吉野町1-45-10 飯能市大字双柳1192-1 戸田市大字新曽393 北本市東間4-13 川口市戸塚3-3-10 ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77
福祉用具貸与	あり	(I)	併設・隣	垶	ベストライフ鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字藤金901-4
特定福祉用具販売	あり		併設・隣			
<地域密着型サービス>						<u> </u>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	(I)	併設・隣:	接		
夜間対応型訪問介護	あり		併設・隣			
地域密着型通所介護	あり		併設・隣			
認知症対応型通所介護	あり		併設・隣			
小規模多機能型居宅介護	あり		併設・隣			
認知症対応型共同生活介護	あり		併設・隣			
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり		併設・隣			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介	あり		併設・隣			
看護小規模多機能型居宅介護	あり	(1)	併設・隣			
居宅介護支援	あり		併設・隣:			
<居宅介護予防サービス>	•					
介護予防訪問入浴介護	あり	(I)	併設・隣	接		
介護予防訪問看護	あり		併設・隣			

介護予防訪問リハビリテーション	あり	(I)	併設・隣接					
介護予防居宅療養管理指導	あり		併設・隣接					
介護予防通所リハビリテーション	あり		併設・隣接					
介護予防短期入所生活介護	あり		併設・隣接					
介護予防短期入所療養介護	あり		併設・隣接					
7. 1.6 1 1777/4.7007 (7777770.10	***		77.112	ベストライフさいたま	さいたま市中央区鈴谷5-2-5			
				ベストライフ川口東	川口市原町9-15			
				ベストライフ南浦和	さいたま市南区南浦和2-10-3			
				ベストライフ大宮	さいたま市大宮区上小町1151-1			
				ベストライフ越谷	越谷市大沢2-13-40			
				ベストライフ与野	さいたま市中央区上落合8-10-13			
				ベストライフ三郷中央	三郷市中央1-26-2			
				ベストライフ草加	草加市新善町253			
				ベストライフふじみ野ベストライフ朝霞	富士見市上沢1-19-15 朝霞市幸町2-17-8			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	ベストフィノ朝霞 ベストライフ東大宮	朝霞巾辛町2-17-8 さいたま市見沼区東大宮6-9-2			
71 10 7 177 177 170 100 7 10 11 11 11 11 11		5. 5	D1 102	ベストライフ入間	入間市大字仏子910-12			
				ベストライフ久喜	久喜市桜田1-3-4			
				ベストライフ東松山	比企郡滑川町月の輪3-11-2			
				ベストライフ大宮北	さいたま市北区吉野町1-45-10			
				ベストライフ飯能	飯能市大字双柳1192-1			
				ベストライフ戸田	戸田市大字新曽393			
				ベストライフ北本	北本市東間4-13			
				ベストライフ東川口ベストライフ上福岡	川口市戸塚3-3-10 ふじみ野市鶴ヶ岡3-19-77			
				ベストライフ鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字藤金901-4			
介護予防福祉用具貸与	あり	(I)	併設・隣接					
特定介護予防福祉用具販売	あり	(II)	併設・隣接					
<地域密着型介護予防サービス>					l			
介護予防認知症対応型通所介護	あり		併設・隣接					
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	(II)	併設・隣接					
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり		併設・隣接					
介護予防支援	あり		併設・隣接					
<介護保険施設>	12.1 7	(4 17)	THE PARTS	<u> </u>				
介護老人福祉施設	あり	(I)	併設・隣接					
介護老人保健施設	あり		併設・隣接					
介護療養型医療施設	あり		併設・隣接					
介護型医療院	あり		併設・隣接					
17 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
	1 th		分别。 (米拉	1				
訪問型サービス	あり		併設・隣接					
通所型サービス	あり		併設・隣接					
その他の生活支援サービス	あり		併設・隣接					

別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特	定施設入居者生活介護 (地域密着型	텔·介護予	防を含む)	の指定の有	無				なし	あり
Г		特定施設入	居者生活介施するサー	個別の利用	料で、実施す	るサービ	ス			
			ルッる / 者一部負担※	(利用者が	全額負担)	包含※2	都度**	料金**	備 考	
介	護サービス									
	食事介助	なし	(a)	なし	あり					
	排泄介助・おむつ交換	なし	(B)	なし	あり					
	おむつ代			なし	(b)	•	0	実費		
	入浴(一般浴)介助・清拭	なし	(a)	なし	あり					
	特浴介助	なし	(b)	なし	あり					
	身辺介助(移動・着替え等)	なし	(b)	なし	あり					
	機能訓練	なし	(b)	なし	あり					
	通院介助(協力医療機関)	なし	(a)	なし	(B)				要介護認定を受けて 居者生活介護費で、 料にて対応	いる方は特定施設入自立の方は月額利用
	通院介助(上記以外)	なし	あり	なし	(b))	0		欄外参照☆	
生	活サービス									
	居室清掃	なし	(b)	なし	(b)		0		自立の方、要介護認定を受けていない方がる望される場合は、生活サポート費税別 20,00円/月 (税込 22,000円) を頂きます。	
	リネン交換	なし	(a)	なし	(b)		0			
	日常の洗濯	なし	(b)	なし	(B)		0			, - ,, - ,, -
	居室配膳・下膳	なし	(5)	なし	(b)	• 0			要介護認定を受けて 居者生活介護費で、 料にて対応	

1				Γ		I	T	T	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	(a)	0			
	おやつ			なし	あり				
	理美容師による理美容サービス			なし	(a)		0	実費	
	買い物代行(通常の利用区域)	なし	(b)	なし	(b)		0		自立の方、要介護認定を受けていない方が希望される場合は、生活サポート費 税別 20,000 円/月(税込 22,000 円) を頂きます。
	買い物代行(上記以外)	なし	あり	なし	あり				
	役所手続き代行	なし	あり	なし	(a)	0			
	金銭・貯金管理			なし	あり				
健息	東管理サービス								
	定期健康診断			なし	(b)		0	実費	年 2 回の機会提供 (健康診断料は実費)
	健康相談	なし	(a)	なし	(a)	0			
	生活指導・栄養指導	なし	(a)	なし	(a)	0			
	服薬支援	なし	(a)	なし	あり				
	生活リズムの記録(排便・睡眠 等)	なし	(b)	(It)	あり				
入ì	退院時・入院中のサービス								
	移送サービス	なし	(a)	なし	(a)	0	0		
	入退院時の同行(協力医療機関)	なし	(5)	なし	(b)	0			要介護認定を受けている方は特定施設入 居者生活介護費で、自立の方は月額利用 料にて対応
	入退院時の同行(上記以外)	なし	あり	なし	(B)		0		欄外参照☆
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり				

_					·		 -
	7 154 1. 0 日 何 、 出 日	-	. L In	2.)	1. 10		/축 스
	人院中の見舞い訪問	こ なし つ	あり	なし	(めり)		適 目
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			_		-	

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。

※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

☆片道 5km までの同行(送迎)は 1 往復目を片道税別 500 円 (税込 550 円)、2 往復目からは片道税別 1,000 円 (税込 1,100 円) となります。片道 5km 以上 10km までの同行(送迎)は 1 往復目を片道税別 1,000 円 (税込 1,100 円) とし、2 往復目からは片道税別 2,000 円 (税込 2,200 円) となります。片道 10km 以上の同行(送迎)は原則として行いません。ヘルパーの付添による介助サービス料金については、30 分あたり税別 1,500 円 (税込 1,650 円)、夜間帯の付添は 30 分あたり税別 2,500 円 (税込 2,750 円)となります。